

「広報すながわ」広告掲載について

1. 「広報すながわ」の概要

市政執行について市民に周知を図り、市政に対する市民の正しい認識と建設的な協力を得ることを目的として発行している。

- (1) 発行部数 9,000部
- (2) 発行回数 毎月1日、15日の2回、年24回
- (3) 配布方法 市内全世帯に各地区の広報委員が配布

2. 広告掲載利用の見込み及び効果

「広報すながわ」については、市内全世帯へ定期的に配布されており、確実に市民の手元へ届けられる出版物といえる。全戸に配布されることで、企業にとって高い広告効果が期待できること、また、新聞などへのチラシの折込みに比べて安価なことなどから、一定程度、地元企業の利用が見込まれる。ただし、宣伝効果を高めていく上でも、時期的な要素を考慮したり、掲載される記事に関連する広告を掲載したりするなど、その広告を生かす工夫が利用拡大につながるものと思われる。

広告掲載による効果として、自主財源を確保できるとともに地元商工業者の育成・振興につながるものがあげられる。また、読者に対して広範な生活情報を提供することで、バラエティに富んだ紙面となり、広報紙への関心をより高めることができる。

3. 広告の掲載枠

広報紙においては、ページ数により印刷単価が決まっており、広告掲載によりページ数が増加しては広告による財源確保とはならない。このことから、情報量を減らさずに紙面をやり繰りすることが可能な枠組みとして、基本的にお知らせ欄記事5段組の下1段2ページ分を広告掲載枠とする。

また、半ページ幅と1ページ幅の2通りの規格を設定することとする。

4. 広告の画像規格

- ・サイズ
1号広告 縦45mm×横87mm
2号広告 縦45mm×横175mm
- ・配色 黒1色
- ・原稿データ CD-Rなどの媒体に記録したもの
- ・保存形式 画像化したもの（無理であればデータのままで可）
- ・その他 作成ソフト等によっては、プリントアウトしたものをスキャナーで読み取り使用する。原稿の内容やデザインについて不適当な部分がある場合は、修正を依頼する。

5. 推進日程

- 広報紙発行40日前 申込締切（申請書・原稿提出）
- 広報紙発行およそ30日前 広告審査委員会にて審査、決定、契約締結
- 広報紙発行およそ15日前 校正確認